

知多市低入札価格調査実施要領

令和6年3月26日

(趣旨)

第1条 この要領は、知多市が発注する建設工事の入札における、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2第2項に規定する「落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき」の落札者の決定方法について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 本要領の対象は、政令第167条の10の2に定める総合評価一般競争入札及び政令第167条の13において準用する総合評価指名競争入札により落札者を決定する建設工事とする。

(低入札価格調査基準価格)

第3条 政令第167条の10の2第2項に規定する「落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき」の基準は、その者の申込みに係る価格に100分の110を乗じて得た額が、次項に掲げる額に100分の110を乗じて得た額（以下「低入札価格調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

2 前項の額は、予定価格算出の基礎となる次の各号に掲げる額の合計額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その額が、予定価格に110分の100を乗じて得た額（以下「入札書比較価格」という。）に10分の9.2を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。）を超える場合にあっては入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額。以下同じ。）に満たない場合にあっては入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 予定価格の作成者が、前2項に規定する方法により難いと認める場合は、前2項の規定にかかわらず、予定価格の10分の9.2から10分の7.5までの範囲内で、予定価格の作成者が低入札価格調査基準価格を設定するものとする。

(低入札価格調査における失格基準価格)

第4条 低入札価格調査における失格基準価格（以下「失格基準価格」という。）は、低入札価格調査基準価格に10分の9を乗じた額とし、失格基準価格を下回った入札は失格とする。

(調書の作成)

第5条 低入札価格調査基準価格及び失格基準価格を設定する場合は、予定価格の作成者が前2条の金額を記載した調書を作成し、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(入札の執行)

第6条 入札執行者は、事前に入札参加資格者へ、低入札価格調査基準価格を下回る入札（以下「低入札」という。）が行われた場合は、必ずしも評価値の最も高い者（以下「最大評価値入札者」という。）が落札者とならず、調査後、改めて落札者を決定するとともに失格判断基準に該当する入札を失格とする旨を周知するものとする。

2 入札の結果、最大評価値入札者により低入札が行われた場合は、入札執行者は、落札の決定を保留するものとする。

(調査の実施)

第7条 発注主管課長（知多市庁内会議規程（平成3年知多市訓令第2号）第4条第1項第2号に規定する職員をいう。以下同じ。）は、最大評価値入札者による低入札が行われた場合は、最大評価値入札者から低入札価格調査票（別記様式。以下「調査票」という。）の提出を求めるものとする。

2 調査票については、開札日の翌日から3日以内（知多市の休日を定める条例（平成2年知多市条例第1号）第1条第1項に規定する休日を除く。）に提出さ

せるものとする。

3 発注主管課長は、前項の規定により提出された調査票に記載された事項について、事実の確認の必要があると認めるときは、事情聴取、関係機関への照会等による確認を行うものとする。

4 調査票を第2項に規定する期日までに提出しない者及び前項の確認に応じない者は、失格とする。

(調査の結果)

第8条 発注主管課長は、前条により実施した調査の結果を知多市指名審査会へ提出し、審議を求めるものとする。

(落札者の決定)

第9条 発注主管課長は、前条により、当該契約の内容に適合した履行がされると判断した場合にあっては、速やかに最大評価値入札者に落札した旨を通知するとともに、入札参加者全員に対しその旨を通知するものとする。

2 最大評価値入札者が第7条第4項の規定により失格となった場合又は前条の審議により当該契約の内容に適合した履行がされないと判断された場合にあっては、最大評価値入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内かつ失格判断基準に該当しない入札をした他の者のうち、最大評価値入札者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。ただし、次順位者が低入札価格調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第7条以降と同様の手続きを行い、落札者を決定するものとする。

3 前項により、次順位者を落札者と決定したときには、次順位者に対して落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札参加者全員に対しその旨を通知するものとする。

4 第4条、第7条第4項又は前条の規定により、最大評価値入札者を落札者としなかった場合は、その者を落札者としなかった理由を閲覧に供する方法により公表するものとする。

5 前項の公表の期間は、落札決定の日の翌日から1年間とし、公表の場所は総務部財政課とする。

附 則

この要領は、令和6年3月26日から施行する。

別記様式（第7条関係）

低入札価格調査票

工 事 名	
場 所	
入 札 者 名	
入 札 金 額	
予 定 価 格	
低入札価格調査基準価格	
1	その価格により入札した理由
2	現在施工中の工事の状況
3	所有する資材及び機材の状況
4	資材の購入先及び当該購入先との関係
5	労務者の具体的供給見通し
6	過去に施工した公共工事、業務名等及び工事、業務成績
7	経営状況
8	信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等）
9	その他必要な事項

備考 知多市低入札価格調査実施要領第7条第3項に基づき、調査票に記載されている情報を関係機関等へ確認する場合があります。